

## ○埴町出産御祝金交付要綱

令和6年2月14日  
訓令第5号

(趣旨)

第1条 町長は、埴町の次代を担う子どもの誕生を祝うとともに、その子の健やかな成長を願い、町の活性化と地域福祉の増進及び定住促進に寄与することを目的に、埴町出産御祝金（以下「祝金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「新生児」とは、出産を行った者又はその配偶者と法律上の親子関係を有している新生児をいう。

(交付対象者)

第3条 祝金の交付対象者は、新生児（埴町の住民基本台帳に記載された者に限る。以下同じ。）の保護者であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 新生児の出生日において、埴町に住所を有し、居住していること。
- (2) 新生児の出生日において、父母のどちらかが1年以上連続して埴町の住民基本台帳に記載されていること。
- (3) 新生児の出生後、当該新生児とともに引き続き1年を超えて埴町内に居住する意思があること。
- (4) 申請日において、当該世帯が町に納入すべき町税又は使用料、手数料、分担金等その他町に対する債務を滞納していないこと。

(交付額)

第4条 祝金の額は、新生児1人につき150,000円とする。

(祝金の支給)

第5条 前条に規定する祝金の額は、次に定める方法により支給する。

- (1) 支給する祝金については、申請を受け決定し、1歳の誕生日以降に5万円を支給する。
- (2) 前号の規定により支給された金額の残りの部分については、当該扶養者が引き続き町内に居住し、その者の児童が3歳の誕生日以降に5万円、5歳の誕生日以降に5万円を支給するものとする。

(交付の申請)

第6条 祝金の交付対象者は、祝金の交付を受けようとするときは、埴町出産御祝金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。この場合において、新生児とともに引き続き本町に住所を有していれば、出産日を基準として1年以内に申請することができるものとする。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 住民票謄本（世帯全員分）
- (3) 新生児が記載された戸籍全部事項証明書
- (4) 納税証明書

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の規定により申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに交付決定を行うものとする。

2 町長は、前項の規定により祝金の交付をすると決定した者に対しては、埴町出産祝金交付決定通知書（様式第3号）を、交付をしないと決定した者に対しては、埴町出産祝金不交付決定通知書（様式第4号）を通知するものとする。

（祝金の交付）

第8条 町長は、交付決定の通知をした申請者に対して、祝金を交付するものとする。

（祝金の請求）

第9条 祝金の交付対象者は、祝金の請求をしようとするときは、埴町出産御祝金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（祝金の返還）

第10条 町長は、祝金の交付を受けた者又は祝金の対象となった新生児が次の各号に該当する時は、祝金の交付を受けた者から既に支給した祝金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な申請であったとき。
- (2) 祝金の対象となった新生児の出生後1年以内に転出したとき。ただし、災害その他やむを得ない正当な理由により、町長が認めた場合はこの限りでない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、祝金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和6年4月2日から施行し、同日以降に出生した新生児に係る祝金から適用する。

様式第1号（第6条関係）

埴町出産御祝金交付申請書

年 月 日

埴町長 様

住所 埴町大字

申請者 氏名 ㊦

出生児との続柄（父・母）

電話番号 - -

埴町出産御祝金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

また、町が交付要件を確認するに当たり、住民基本台帳等必要な書類を閲覧することに同意します。

1. 埴町出産御祝金交付申請額 150,000円

2. 対象新生児

ふりがな 氏名	生年月日	出生順位
	年 月 日	第 子

-----  
【町処理欄】

交付決定日 年 月 日

申請者定住日（住基確認）	新生児	認定番号	申請受付印
居住状況 年 月 日 ~ 第3条第2項 該当	住基登録 有・無	第 号	
	出生順位 第1子 第2子 第3子以降		

## 誓約書

私は、祝金を申請するに当たり、埴町出産御祝金交付要綱第3条に掲げる要件を満たしていることを確認し、第9条の返還要件に該当したときは、祝金を返還することを誓約いたします。

### 交付要件

- (1) 新生児の出生日において、埴町に住所を有し、居住していること。
- (2) 新生児の出生日において、父母のどちらかが1年以上連続して埴町の住民基本台帳に記載されていること。
- (3) 新生児の出生後、当該新生児とともに引き続き1年を超えて埴町内に居住する意思があること。
- (4) 申請日において、当該世帯が町に納入すべき町税又は使用料、手数料、分担金等その他町に対する債務を滞納していないこと。

### 返還要件

- (1) 偽りその他不正な申請であったとき。
- (2) 祝金の対象となった新生児の出生後1年以内に転出したとき。ただし、災害その他やむを得ない正当な理由により、町長が認めた場合はこの限りではない。

年 月 日

住 所 埴町大字  
申請者  
氏 名 ㊟

埴町長 様

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

埴町出産御祝金交付決定通知書

様

埴町長 ㊟

年 月 日付けで申請のありました埴町出産御祝金は、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

支給決定額 150,000円

認定番号 第 号

※ 支給日に関しては、満1歳誕生日以降 50,000円、満3歳誕生日以降 50,000円、満5歳誕生日以降 50,000円とする。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

埴町出産御祝金不交付決定通知書

様

埴町長 ㊟

年 月 日付けで申請のありました埴町出産御祝金については、  
下記の理由により交付しないことを決定したので通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

様式第5号（第9条関係）

埴町出産御祝金交付請求書

年 月 日

埴町長 様

住所 埴町大字

申請者 氏名 ㊤

出生児との続柄（父・母）

電話番号 - -

年 月 日付け交付決定のあった埴町出産祝金について、埴町出産御祝金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 埴町出産御祝金交付請求額 50,000円

2. 対象児童

ふりがな 氏名	生年月日	年齢	認定番号
	年 月 日	歳	第 号

3. 振込先金融機関

金融機関名	銀行・農協 信用金庫 労働金庫		本店 支店 支所
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義	フリガナ		
	氏名		

- 様式第1号 (第6条関係)
- 様式第2号 (第6条関係)
- 様式第3号 (第7条関係)
- 様式第4号 (第7条関係)
- 様式第5号 (第9条関係)